

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長野県上伊那郡南箕輪村9608番地1
氏 名 株式会社ハクトータルサービス
代表取締役 白鳥 頼利

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事

阿 部 守 一



許可の年月日 令和4年5月21日

許可の有効年月日 令和9年5月20日

1 事業の範囲

取扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く。)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	自動車等 破砕物
燃え殻	有	—	—	—	—
汚泥	有	◎	◎	—	—
廃油	有	—	—	—	—
廃酸	有	—	—	—	—
廃アルカリ	有	—	—	—	—
廃プラスチック類	有	◎	◎	—	—
紙くず	有	—	—	—	—
木くず	有	—	—	—	—
繊維くず	有	—	—	—	—
動植物性残さ	有	—	—	—	—
ゴムくず	有	—	—	—	—
金属くず	有	—	◎	—	—
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	有	◎	◎	—	—
鉱さい	有	—	—	—	—
がれき類	有	◎	—	—	—
家畜のふん尿	有	—	—	—	—
ばいじん	有	—	—	—	—
施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物（積替保管を含む：コンクリート固化物に限る。）	有	—	—	—	—

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	上伊那郡箕輪町大字中箕輪7959番地				
種類	燃え殻	汚泥 (石綿含有産業廃棄物を 含む。)	廃油	廃酸	廃アルカリ
面積	12.60m ²	12.60m ²	0.28m ²	0.28m ²	0.28m ²
保管上限	15.12m ³	15.12m ³	0.50m ³	0.50m ³	0.50m ³
高さ上限	1.20m	1.20m	1.80m	1.80m	1.80m

(第2面に続く。)

所在地	上伊那郡箕輪町大字中箕輪7959番地			
種類	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)	紙くず	木くず	繊維くず
面積	53.04㎡	6.84㎡	14.49㎡	14.49㎡
保管上限	88.92㎡	8.20㎡	30.42㎡	30.42㎡
高さ上限	3.00m	1.20m	2.10m	2.10m

所在地	上伊那郡箕輪町大字中箕輪7959番地			
種類	動植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)
面積	0.28㎡	0.28㎡	26.52㎡	27.36㎡
保管上限	0.50㎡	0.50㎡	44.46㎡	41.04㎡
高さ上限	1.80m	1.80m	3.00m	1.50m

所在地	上伊那郡箕輪町大字中箕輪7959番地			
種類	鋳さい	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)	家畜のふん尿	ばいじん
面積	12.60㎡	27.36㎡	0.28㎡	12.60㎡
保管上限	15.12㎡	32.80㎡	0.50㎡	15.12㎡
高さ上限	1.20m	1.20m	1.80m	1.20m

所在地	上伊那郡箕輪町大字中箕輪7959番地			
種類	施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物 (コンクリート固化物に限る。)	廃蛍光管 (廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くずの混合物) (水銀使用製品産業廃棄物を 含む。)	廃乾電池 (汚泥、金属くずの混合物) (水銀使用製品産業廃棄物を 含む。)	
面積	3.24㎡	0.56㎡	0.56㎡	
保管上限	3.07㎡	0.5㎡	0.5㎡	
高さ上限	0.95m	0.9m	0.9m	

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況
・平成14年5月21日 新規許可
・令和4年5月21日 更新許可

5 県内の政令市における積替え許可の有無
市名 該当なし 許可番号 該当なし 有 ・ (無)

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 (有) ・ 無